

証券コード 6461  
平成27年6月9日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号  
**日本ピストンリング株式会社**  
取締役社長 山 本 彰

## 第121回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第121回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
  2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号  
N P R 与野ビル（当社本社ビル）2階ホール  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第119期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第119期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）  
計算書類報告の件
- 決議事項
- |       |           |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件  |
| 第2号議案 | 株式併合の件    |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件  |
| 第4号議案 | 取締役4名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.npr.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済政策や金融政策により緩やかな回復基調にあり、消費税増税後には個人消費の弱さが見られたものの雇用・所得環境の着実な改善が図られました。また、世界経済は、新興国の成長率には鈍化が見られましたが、北米の景気は底堅く推移し、欧州経済も金融緩和政策等により持ち直しの動きが見られました。

当グループが関連する自動車業界におきましては、国内は、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動等から生産台数は前年同期比で減少となりましたが、海外では、北米や中国等での需要拡大により世界の生産台数は増加いたしました。

当グループにおきましては、インドネシアにおける合弁解消の影響はあったものの、ピストンリング、バルブシート、組立式焼結カムシャフト等の受注が増加したことに加え、平成26年5月に譲受けた金属粉末射出成形品（メタモールド）事業が寄与し、売上高は516億57百万円と前年同期比2.4%増となりました。

損益面におきましては、先行投資による償却負担が増加したものの合理化や売上高の増加等により、営業利益は19億46百万円と前年同期比10.6%増、経常利益は有利子負債削減による金利負担の減少や為替差益等の増加により21億72百万円と前年同期比25.4%増、また、当期純利益は補助金収入や投資有価証券売却益等により、21億73百万円と前年同期比60.7%増となりました。

なお、財政状態につきましては、借入金を返済したことにより、有利子負債は177億2百万円と前期末に比べ12億87百万円減となりました。また、自己資本は307億52百万円となり、自己資本比率は45.7%となりました。

次に、当連結会計年度の業績をセグメント別にご報告申し上げます。

##### イ. 自動車関連製品事業

自動車関連製品事業は、非日系自動車メーカーへの拡販が進んだことにより、売上高は447億24百万円と、前年同期比0.8%増となりました。

- (a) ピストンリング  
新規立上り製品の受注増加はあるものの、インドネシアにおける合弁解消の影響により、売上高は244億12百万円と、前年同期比1.0%減となりました。
- (b) シリンダライナ  
一部製品の見直しにより、売上高は45億46百万円と前年同期比14.1%減となりました。
- (c) 動弁機構部品他  
新規立上り製品の受注増加を受け、売上高は157億66百万円と前年同期比9.4%増となりました。

□. 船用・その他の製品事業

円高是正による受注状況の回復傾向に加え、譲受けた金属粉末射出成形品事業が寄与し、売上高は23億85百万円と前年同期比56.6%増となりました。

ハ. その他

商品等の販売事業を含むその他における売上高は、45億47百万円と前年同期比0.4%増となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、48億68百万円となりました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、長期借入金22億95百万円、短期借入金30百万円を調達し、長期借入金40億52百万円を返済いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

平成26年5月31日付で、当社は住友金属鉱山株式会社より金属粉末射出成形品事業を譲受けました。これにより非自動車エンジン部品の事業拡大を図ります。

平成26年10月31日付で、当社は石福金属興業株式会社より歯科インプラント事業を譲受けました。これにより医療機器分野での事業拡大を図ります。

- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
特記すべき事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
特記すべき事項はありません。

## (2) 財産および損益の状況

区 分	第116期 (平成24年3月期)	第117期 (平成25年3月期)	第118期 (平成26年3月期)	第119期 (当連結会計年度) (平成27年3月期)
売 上 高 ( 百 万 円 )	49,168	47,018	50,430	51,657
経 常 利 益 ( 百 万 円 )	3,336	2,184	1,733	2,172
当 期 純 利 益 ( 百 万 円 )	4,118	2,013	1,352	2,173
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	50.14	24.50	16.45	26.44
総 資 産 ( 百 万 円 )	59,817	61,241	62,073	67,264
純 資 産 ( 百 万 円 )	18,897	22,716	25,111	31,325

### (3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (出資額)	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社日本リングサービス	40百万円	100.00%	自動車・船舶用部品等販売
株式会社日ピス福島製造所	1,612百万円	100.00%	自動車用部品等製造
株式会社日ピス岩手	490百万円	100.00%	自動車用部品等製造
エヌピーアール オブ アメリカ社	40US\$	100.00%	自動車用部品等製造・販売
サイアム エヌピーアール社	85,000千BAHT	100.00%	自動車用部品等製造
エヌピーアール オブ ヨーロッパ社	2,500千EUR	100.00%	自動車用部品等販売
エヌティー ピストンリング インドネシア社 (注2)	23,400千US\$	100.00%	自動車用部品等製造
日環汽車零部件製造 (儀征) 有限公司	140,049千元	100.00%	自動車用部品等製造
エヌピーアール シンガポール社	118百万円	90.00%	自動車用部品等の包装・販売
エヌピーアール マニュファクチュアリング インドネシア社	15,000千US\$	100.00%	自動車用部品等製造
エヌピーアール オートパーツ マニュファクチュアリング インディア社 (注3)	315百万Rs	100.00%	自動車用部品等製造
儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司	54,630千元	50.00%	自動車用部品等製造

(注) 1. 資本金 (出資額) は平成27年3月31日現在の額を表示しております。

2. エヌティー ピストンリング インドネシア社は、当事業年度において2,600千US\$の有償減資を実施したことにより、資本金が23,400千US\$となりました。

3. エヌピーアール オートパーツ マニュファクチュアリング インディア社の資本金 (出資額) の1%は、当社の子会社である株式会社日ピス福島製造所が出資しております。

#### (4) 対処すべき課題

当グループが関連する自動車業界におきましては、海外市場での需要増等を背景に世界自動車生産台数の拡大は続くものと考えられ、環境問題への対応の強化から低燃費、排ガス規制等へのニーズは今後一層高まるものと考えられます。

当グループは、平成26年12月に創立80周年を迎え、事業構造改革は継続しながらも更なる成長を図るべく「100年企業」の土台作りをすすめてまいります。今後は海外市場を中心として、既存製品であるピストンリング、バルブシートの新たな需要を取り込むことによる拡販や、当グループの固有技術と新規事業により市場を開拓し、新たな事業機会の獲得をすすめていく必要があります。平成30年3月期を最終年度とした第六次中期経営計画にて、「100年企業への土台作り～マーケティング&イノベーションによる企業価値向上～」を基本方針とし、以下の重点施策に取り組んでまいります。

##### 【目標値（平成30年3月期）】

売上高：550億円以上 営業利益率：7%以上

##### 【重点施策】

- (1) 製品の差別化による戦略機種 of 獲得
- (2) 革新的モノづくりの推進
- (3) 新製品（非自動車エンジン部品）の事業化推進
- (4) 人材育成強化による「世界最高品質の追求」
- (5) CSR活動の強化

#### (5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当グループは、当社および子会社14社の計15社で構成され、自動車関連製品（ピストンリング、シリンダライナ、動弁機構部品他）と船用・その他の製品の製造、販売およびこれらに附随する事業を行っております。

区 分		主 な 製 品
自動車関連製品	ピストンリング	自動車用・二輪車用・その他各種内燃機関用ピストンリング
	シリンダライナ	ライナ、スリーブ
	動弁機構部品他	組立式焼結カムシャフト、鋳鉄カムシャフト、バルブシート
船用・その他の製品		船用関連部品、汎用エンジン用部品、家電用部品、医療機器部品
その他		商品

## (6) 主要な営業所および工場 (平成27年3月31日現在)

### ① 当社の主要な営業所および工場

事業所	所在地
本社	埼玉県さいたま市
営業部・営業所	東京 (埼玉県さいたま市)、名古屋、浜松、大阪、広島、福岡、仙台、札幌
工場	栃木県下都賀郡野木町

(注) 平成27年5月31日をもって、浜松営業所を閉鎖し、平成27年6月1日よりその業務は名古屋営業部に移管しました。

### ② 子会社

子会社の名称	所在地
株式会社日本リングサービス	埼玉県さいたま市
株式会社日ピス福島製造所	福島県伊達郡川俣町
株式会社日ピス岩手	岩手県一関市
株式会社日ピスビジネスサービス	埼玉県さいたま市
エヌピーアール オブ アメリカ社	アメリカ ケンタッキー州バーズタウン市
サイアム エヌピーアール社	タイ サラブリ県
エヌピーアール オブ ヨーロッパ社	ドイツ コルンタール/ミュンヒンゲン町
エヌティー ピストンリング インドネシア社	インドネシア 西ジャワ州スルヤチプタ市
日環汽车零部件製造 (儀征) 有限公司	中国 江蘇省儀征市
エヌピーアール シンガポール社	シンガポール
エヌピーアール マニュファクチュアリング インドネシア社	インドネシア 東ジャワ州パサルアン市
イー エー アソシエーツ社	マレーシア スランゴール州スバン・ジャヤ市
エヌピーアール オートパーツ マニュファクチュアリング インディア社	インド カルナタカ州コラール地区
儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司	中国 江蘇省儀征市

## (7) 従業員の状況 (平成27年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,764名	154名増

(注) 臨時従業員等は含まれておりません。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
649名	12名増	38.6歳	15.7年

(注) 臨時従業員等は含まれておりません。

## (8) 主要な借入先の状況 (平成27年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社新生銀行	2,798百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,138
株式会社三井住友銀行	1,754
株式会社埼玉りそな銀行	1,714
株式会社日本政策投資銀行	2,498

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (平成27年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 195,450,000株
- ② 発行済株式の総数 83,741,579株
- ③ 株主数 9,079名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	5,522千株	6.72%
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	2,592	3.15
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,856	2.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,664	2.02
株 式 会 社 新 生 銀 行	1,650	2.01
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	1,573	1.91
CBHK-CBLDN KIA FUND 132 STATE STREET	1,548	1.88
日 本 ピ ス ト ン リ ン グ 持 株 会	1,528	1.86
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,482	1.80
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	1,447	1.76

(注) 持株比率は自己株式 (1,558千株) を控除して計算しております。また、持株比率は、小数点第3位を四捨五入しております。

## (2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(平成27年3月31日現在)

名称 (発行決議日)	保有人数	新株予約 権の数	目的となる株式 の種類及び数	新株予約権 の払込金額 (1株当たり)	新株予約権の 行使に際して 出資される財 産の価額 (1株当たり)	権利行使期間
第1回新株予約権 (平成20年6月27日)	当社取締役 3名	54個	普通株式 54,000株	145円	1円	平成20年8月1日～ 平成45年7月31日
第2回新株予約権 (平成25年6月27日)	当社取締役 7名	97個	普通株式 97,000株	146円	1円	平成25年8月1日～ 平成50年7月31日
第3回新株予約権 (平成26年6月27日)	当社取締役 7名	86個	普通株式 86,000株	204円	1円	平成26年8月1日～ 平成51年7月31日

- (注) 1. 取締役には社外取締役は含まれておりません。  
2. 新株予約権の行使の条件は、以下の通りであります。  
① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。  
② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。  
③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	山 本 彰	監査室担当
常務取締役 (代表取締役)	大 石 滋	経営管理部・総務部・情報システム部担当、株式会社日ピス岩手取締役社長、エヌピーアール オブ アメリカ社取締役、サイアム エヌピーアール社取締役会長、日環自動車部品製造（儀征）有限公司董事
常務取締役	坂 本 裕 司	営業企画部・東京営業部・名古屋営業部・大阪営業部・国際営業部・船用事業推進部・株式会社日本リングサービス担当、エヌピーアール オブ ヨーロッパ社取締役、儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司董事
常務取締役	辻 龍 也	経理部・原価管理部・栃木工場担当
常務取締役	大 谷 正 明	品質保証部・生産管理部・生産技術第一部・生産技術第二部・生産技術第三部担当、株式会社日ピス福島製造所取締役社長、日環自動車部品製造（儀征）有限公司監事、エヌピーアール マニユファクチュアリング インドネシア社取締役、エヌピーアール オートパーツ マニユファクチュアリング インディア社取締役
取 締 役	高 橋 輝 夫	技術企画部・製品技術第一部・製品技術第二部・新製品事業推進部担当、株式会社日ピス岩手取締役、エヌピーアール オブ アメリカ社取締役、儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司董事
取 締 役	藤 田 雅 章	経営企画部長、経営企画部・海外事業部担当、株式会社日ピス福島製造所取締役
取 締 役	川 橋 正 昭	埼玉大学名誉教授、東京高等裁判所専門委員
常勤監査役	西 城 宏 人	株式会社日ピス岩手監査役
常勤監査役	鈴 木 保 雄	株式会社日ピス福島製造所監査役、株式会社日本リングサービス監査役
監 査 役	石 橋 博	丸の内総合法律事務所顧問弁護士、株式会社松屋社外監査役
監 査 役	本 間 義 昭	朝日生命保険相互会社取締役常務執行役員、第一工業製薬株式会社社外取締役、株式会社専協社外取締役
監 査 役	高 井 治	関東学院大学工学部教授、関東学院大学材料・表面工学研究所副所長、株式会社JCU社外監査役

- (注) 1. 取締役川橋正昭氏は、社外取締役であります。また、同氏については、株式会社東京証券取引所が確保することを義務付けている一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届出ております。
2. 監査役石橋博氏、監査役本間義昭氏および監査役高井治氏は、社外監査役であります。また、同3氏については、株式会社東京証券取引所が確保することを義務付けている一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届出ております。

3. 監査役の財務および会計に関する知見は、次のとおりであります。  
常勤監査役西城宏人氏は、当グループの経理部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役本間義昭氏は、平成27年4月1日付にて、朝日生命保険相互会社代表取締役専務執行役員に就任しております。
5. 平成27年4月1日付で技術開発部が新設され、また原価管理部は経理部に統合されました。

## ② 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (1)	217百万円 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	6 (4)	54 (16)
合 計	14	272

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の限度額は、平成18年6月29日開催の第112回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、平成20年6月27日開催の第114回定時株主総会決議において、別枠で取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬限度額を年額70百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬等の限度額は、平成18年6月29日開催の第112回定時株主総会において年額55百万円以内と決議いただいております。
4. 上記報酬等の額には、平成26年6月27日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして取締役7名に付与した新株予約権17百万円（報酬等としての額）を含んでおります。

### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等との兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

氏名	重要な兼職・兼任の状況	当社と重要な兼職・兼任先との関係
社外取締役 川橋正昭	埼玉大学名誉教授 東京高等裁判所専門委員	重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役 石橋博	丸の内総合法律事務所顧問弁護士 株式会社松屋社外監査役	当社は丸の内総合法律事務所と法律事務所に関する顧問契約を締結しております。株式会社松屋とは重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役 本間義昭	朝日生命保険相互会社取締役常務執行役員 第一工業製薬株式会社社外取締役 株式会社専協社外取締役	朝日生命保険相互会社は当社株式を259万2千株保有しております。その他のいずれの兼職先とも重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役 高井治	関東学院大学工学部教授 関東学院大学材料・表面工学研究所副所長 株式会社JCU社外監査役	重要な取引その他の関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
社外取締役 川橋正昭	当期開催の取締役会13回全てに出席いたしました。学識経験者としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・意見を適宜述べております。
社外監査役 石橋博	当期開催の取締役会13回中12回出席、監査役会7回全てに出席いたしました。弁護士として、主に法見地から、業務の適正性を図るための意見を適宜述べております。
社外監査役 本間義昭	当期開催の取締役会13回中12回出席、監査役会7回全てに出席いたしました。企業経営者の見地から、業務の妥当性を図るための意見を適宜述べております。
社外監査役 高井治	平成26年6月27日に就任後、当期開催の取締役会10回中8回に出席、監査役会5回中3回に出席いたしました。学識経験者としての見地から、主に技術に関する意見を適宜述べております。

#### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名 称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	56百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62

- (注) 1. 当社の重要な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、支払額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針 (平成27年3月31日現在)

取締役会は、会社法第340条第1項各号に定められた監査役会による会計監査人の解任事由等諸般の事情を考慮のうえ、会計監査人について解任または不再任の必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会に付議いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会社法第340条第1項各号に該当しない場合であっても、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合等、会計監査人について解任または不再任の必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会へ付議することを取締役会に請求いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

なお、平成27年4月27日付の取締役会において、一部改定の決議をしております。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 当社は、当グループを対象とした「コンプライアンス行動指針」を制定し、コンプライアンス部会を通じて当グループの取締役及び従業員が法令・企業倫理・社内規定遵守の観点から適切な日常行動を取り続けるよう指導している。また、業務に関連する法令の制定・改正があれば、適宜同部会において対応を検討している。CSR活動強化のためCSR推進委員会を設け、そのもとにある同部会及び後記③のリスクマネジメント部会での討議内容は、取締役社長に報告されることとなっている。
  - ロ. 「コンプライアンス行動指針」の制定と同時に、「コンプライアンス相談窓口」を開設し、当グループの取締役及び従業員が違法・不当と思える行為を発見した場合に直ちに相談できる体制を構築している。「コンプライアンス相談窓口」は公益通報者保護法も適用され、通報者を保護する体制も整えている。
  - ハ. 当グループは、「コンプライアンス行動指針」において、反社会的勢力との関係遮断及び反社会的勢力に対する組織的対応について規定している。また、反社会的勢力に対する組織的対応について、対応担当部署等を定め、当グループの取締役及び従業員への周知を図っている。
  - ニ. 当社は、金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書の作成を適正に行うため、「財務報告に係る内部統制方針書」を取締役会において決議し、また、「『財務報告に係る内部統制』に関する規定」を制定し、取締役社長以下、当該内部統制を実現するための体制を構築し、運用する体制を整えている。
  - ホ. 当社の監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、取締役の職務の執行状況を監査している。また、監査室を設け、当グループの社内業務に関して、法令及び社内規定に対する違反の有無を確認する業務監査を実施し、監査役と緊密な協力関係を構築している。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ. 当社は、当社の組織、制度その他業務の運営に関して社内規定（「経営一般に関する文書体系」）を有している。そして、その中の「標準類管理規定」を定めて、当社における規定類の制定・改廃・配布等の維持管理をしており、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関しても、当該「標準類管理規定」に基づいて処理することとしている。

- ロ. 当社の経営に関わる重要な情報の保護及び外部流出の防止に関しては、「情報管理規定」を定め、それに基づき管理を行っている。
- ハ. 各主管部門が作成した規定類は、管理担当部門が厳正に審査・登録・保管・管理している。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社は、当グループを対象としたリスクマネジメント部会を設置しており、経営、設備、安定調達・納品、情報、海外（労務）、地震の分野ごとにリスクの抽出、算定・評価、費用等の検討を行っている。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は、執行役員制を導入し、取締役会において意思決定された業務を取締役社長の指揮監督のもとに執行している。当制度により、取締役から執行役員への権限委譲が可能となり、経営の効率化を図っている。
- ロ. 業務執行の迅速化のため、業務執行部門に担当役員制を導入している。当社の取締役は、年に2回「業務計画ヒアリング」を行い、当社子会社を含む各部門の立てた計画の承認及び実績の報告を受けている。
- ハ. 取締役会以外に、以下の会議体を定期的開催し、多様な意見の聴取及び取締役会の方針の浸透を推し進めている。
- (a) 経営戦略会議
- 取締役および取締役社長が指名する執行役員をもって構成し、経営戦略や経営計画等を討議している（原則月2回開催）。
- (b) 経営執行会議
- 取締役、監査役、執行役員、部門長等をもって構成し、業務の進捗状況の管理その他重要案件の周知徹底を図っている（原則月1回開催）。
- ⑤ 当グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、関係会社各社の発展と相互の利益の促進のため、「関係会社管理規定」を定めて、子会社に対する適正な管理を行っている。
- ロ. 当社の社内監査役は、国内の重要な連結子会社において監査役を兼務している。この体制は、国内連結子会社に対し、当社の監視監督機能が効果的に働くことを目的として構築されている。
- ハ. 当社は、取締役及び監査役が出席する「国内事業報告会」及び「海外事業報告会」をそれぞれ年に2回開催し、グループ各社の業務実績の報告及び計画の承認を行っている。



- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
  - イ. 当社は、「監査役監査規定」において、監査役が、必要に応じ、取締役、執行役員の同意を得て、会社従業員の中より適当な補助者を求めることができる旨を定めており、その必要性が生じた場合は当該規定に基づき体制を設けることとしている。
  - ロ. 監査役は、監査を行うにあたり監査室と関係を保っている。
  
- ⑦ 前号の従業員の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実行性の確保に関する事項
  - イ. 当該従業員の人事に関する事項については、監査役の意見を尊重する。
  - ロ. 監査役の職務を補助すべき当該従業員には、取締役から独立した立場で、監査役の指揮・命令に服する旨が周知されている
  
- ⑧ 監査役への報告に関する体制
  - イ. 監査役会は、「監査役会規定」に基づき、必要に応じて、会計監査人、取締役、内部監査部門等の従業員その他の者に対して報告を求める旨を定めており、これを受けて各監査役は情報収集ができることとなっている。
  - ロ. 監査役は、取締役会、経営執行会議等の重要な会議に出席し、各案件に関しての議論を通じて報告を受けられるようになっている。
  - ハ. 当グループの従業員は、当グループの「コンプライアンス相談窓口」を通じ、法令等の違反行為等、当社または当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに相談できる体制を構築している。当グループの「コンプライアンス相談窓口」担当部署は、当グループの従業員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役へ報告している。
  
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - イ. 監査役及び監査役会は、「監査役会規定」等に基づき、取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題等の監査上の重要な課題につき、意見交換を行っている。また、会計監査人とも定期的に会合をもち、報告を受け、意見交換を行っている。
  - ロ. その他、監査役が監査を実施するにあたっては、会計監査人、監査室、子会社監査役と関係を密にするよう努めている。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容、基本方針の実現に資する取組み及び当社株式の大規模買付行為への対応策（以下、「本プラン」といいます。）の内容は次の通りです。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが望ましいと考えております。

もっとも、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、株式の大規模買付提案に応じるかどうかの判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるものであると考えております。

しかしながら、昨今のわが国の資本市場においては、対象会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模な株式の買付行為を強行するといった動きがあり、このような株式の大規模買付行為の中には、Ⅰ. 買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、Ⅱ. 株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、Ⅲ. 対象会社の取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、Ⅳ. 対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、当社のビジネスは、下記②Ⅰ.「当社の経営理念と企業価値の源泉」においても示すとおり、顧客企業や従業員、地域社会など様々なステークホルダーの協業の上に成り立っており、これらのステークホルダーが安心して当社の事業に関わることができる健全な体制を構築し、グローバルに必要とされる先端的かつ高品質なサービスを安定的に供給していくことは、当社の企業価値を高めていく上で不可欠な要素となっております。当社株式の大規模買付行為を行う者が、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような不適切な大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないとして、当該者による大規模買付けに対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## ② 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する取り組み

### I. 当社の経営理念と企業価値の源泉

当社は、以下の経営理念と「一人一人の工夫と努力を結集し製・販・技の連携プレー強化によって会社の繁栄と私達の生活向上を築きあげよう」を行動指針に定め、お客様からのニーズに迅速かつ的確にお応えできるよう努めております。

#### <経営理念>

1. 顧客第一主義の考えに立ってすべての物事を進める。
2. 環境の変化に柔軟に対応し適切な利益を確保して株主をはじめ関連先に報恩する。
3. 社会との調和をはかり、ワールドワイドな総合部品メーカーの地位を確保して人類の進運に寄与する。
4. 常に革新と業績の向上に努めて会社の繁栄を図り社員の生活向上を築き上げる。

上記経営理念に基づき、顧客、従業員、地域社会との関係を大切にすること、ワールドワイドな総合部品メーカーとしての役割を十分に認識した供給体制の構築、品質の向上、技術革新等が当社の企業価値を支える大きな源泉であると考えております。

### II. 企業価値向上のための取り組み

当社は、市場構造、顧客ニーズの変化に迅速に対応し、新たな事業機会の獲得をすすめるため、海外生産対応による拡販や当社保有技術を生かした事業基盤の拡充による企業価値の向上を図ってまいります。技術開発においては、環境対応を第一に考え、燃費低減・次世代自動車等に対応した製品開発のほか、非自動車エンジン分野の拡大に向けて当社の固有技術等を核とした新製品の開発にも取り組んでおります。また、CSR推進委員会を設置し、CSR活動の強化に努めております。

### III. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、「経営の透明性を高めること」、「ステークホルダーへの説明責任の達成」及び「経営の迅速化」をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方とし、その強化を経営の重要課題の一つとして、積極的に取り組んでおります。

## ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

### I. 本プラン導入の目的

本プランは、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模な買付けを抑止するための取り組みとして導入したものです。

## II. 本プランの内容

### (i) 大規模買付ルールの内容

大規模買付者が大規模買付行為を行う前に遵守すべき大規模買付ルールは、(ア)大規模買付者は事前に当社取締役会に対して当該大規模な買付行為に係る必要かつ十分な情報を提供する、(イ)一定の評価期間を設け、独立委員会に諮問の上、対抗措置の発動も含めた当社取締役会としての意見を形成及び公表する、(ウ)大規模買付者は(ア)及び(イ)の手続後に当該買付行為を開始するというものです。

#### (a) 本プランの対象となる大規模買付行為等

本プランは、当社株券等の保有割合が20%以上となる買付け又は所有割合が20%以上となる公開買付けに該当する行為若しくはこれに類似する行為又はこれらの提案がなされる場合を適用対象とし、大規模買付者は、予め本プランに定められる大規模買付ルールに従わなければならないものとします。

#### (b) 意向表明書の提出及び情報の提供

本プランの対象となる大規模買付者には、大規模買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会宛に、大規模買付者及びそのグループの概要、大規模買付行為等の目的、方法及び概要並びに本プランで定められる大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文言及び違反した場合の補償文言等を記載した意向表明書を提出して頂きます。

#### (c) 当社取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為等の評価の難易度等に応じて、一定期間を、当社取締役による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会検討期間」といいます。）として設定するものとします。

#### (d) 独立委員会の設置及び当社取締役会への勧告

当社は、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を担保するため、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者を対象として選任するものとしています。

独立委員会は、取締役会検討期間内に、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から、大規模買付者による大規模買付行為等の内容を検討し、対抗措置の発動の是非を含む勧告を当社取締役会に対して行います。

(e) 取締役会の決議・株主意思確認総会

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、大規模買付行為等に対する対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を行うものとし、

但し、当社取締役会は、対抗措置の発動に際して、独立委員会に対する諮問手続に加えて、(i)企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から大規模買付行為等の内容に踏み込んだ実質的な判断を行う必要があるかどうか並びにその他大規模買付行為等の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、当社株主の意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断する場合、又は(ii)独立委員会が大規模買付行為等に対する対抗措置の発動に関して当社株主の意思を確認するべき旨の留保を付した勧告をした場合には、当社取締役会において具体的な対抗措置の内容を決定した上で、株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する当社株主の意思を確認することができるものとし、

(ii) 大規模買付行為等がなされた場合における対応策

(a) 対抗措置発動の条件

(ア) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者により本プランに定める大規模買付ルールが遵守されない場合で、当社取締役会がその是正を書面により要請した後5営業日以内に是正がなされない場合には、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して対抗措置の発動を決定しますが、かかる対抗措置の発動に関し、独立委員会における勧告手続に加えて、株主意思確認総会が開催される場合には、当該株主意思確認総会における当社株主の判断に従って対抗措置の発動を決定します。

(イ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為等に対する対抗措置の不発動を勧告します。なお、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為等に対する対抗措置の発動を勧告します。

(b) 対抗措置の内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為等に対する対抗措置は、原則として会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとします。

(iii) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成29年6月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。但し、本プランの有効期間満了前であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる観点から本プランを随時見直し、本プランは当社株主総会または当社取締役会の決議により廃止又は変更されるものとします。

④ 本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

I. 買収防衛策に関する指針及び適時開示規則との整合性

本プランは平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に沿った内容となっており、平成20年6月30日に経済産業省が設置した企業価値研究会から公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも十分配慮したものとなっております。また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨にも合致するものとなっております。

II. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、大規模買付行為等が行われた際に、本プランにより当該大規模買付行為等が不適切なものでないか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間の確保、交渉を行うこと等を可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的で導入されるものです。

III. 株主意思を十分に尊重していること（サンセット条項）

本プランは、平成26年6月27日開催の当社定時株主総会の承認を得て導入いたしました。また、当社取締役会が法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断する場合又は独立委員会が当社株主の意思を確認するべき旨の留保を付した勧告をした場合には、対抗措置の発動の是非についても、株主総会において当社株主の意思を確認することができる形となっております。

#### IV. 取締役会の恣意性の排除

当社は、本対応策の適正な運用及び当社取締役会による恣意的な判断の防止により、その判断の合理性、公正性を担保するため、当社取締役から独立した機関として独立委員会を設置しました。大規模買付行為等がなされた場合には、独立委員会が当該大規模買付行為等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

#### V. 客観的かつ合理的な要件の設定

本プランは、独立委員会において合理的かつ詳細な客観的要件が充足されたと判断されない限りは発動されないよう設定されております。

#### VI. デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決定により廃止することができるものとされており、当社といたしましては、本プランはいわゆるデッドハンド型買収防衛策・スローハンド型買収防衛策といった、経営陣によるプランの廃止を不能又は困難とする性格をもつライツプランとは全く性質が異なるものと考えます。

#### VII. 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を受けることができるとされており、これにより独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

~~~~~  
以上の事業報告におけるご報告の数値は、「1. 企業集団の現況 (1) 当事業年度の事業の状況 ①事業の経過およびその成果」記載の比率および「2. 会社の現況 (1) 株式の状況 ④大株主 (上位10名)」記載の持株比率を除いて、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目                | 金 額           |
|-----------------|---------------|--------------------|---------------|
| (資産の部)          |               | (負債の部)             |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>23,994</b> | <b>流動負債</b>        | <b>21,776</b> |
| 現金及び預金          | 4,109         | 支払手形及び買掛金          | 3,730         |
| 受取手形及び売掛金       | 9,215         | 電子記録債務             | 3,818         |
| 商品及び製品          | 5,166         | 短期借入金              | 5,030         |
| 仕掛品             | 1,997         | 1年内返済予定の長期借入金      | 2,311         |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,707         | リース債務              | 1,038         |
| 繰延税金資産          | 632           | 未払法人税等             | 671           |
| その他             | 1,198         | 設備関係支払手形           | 446           |
| 貸倒引当金           | △32           | 営業外電子記録債務          | 982           |
| <b>固定資産</b>     | <b>43,269</b> | その他                | 3,747         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>31,340</b> | <b>固定負債</b>        | <b>14,161</b> |
| 建物及び構築物         | 9,214         | 長期借入金              | 8,431         |
| 機械装置及び運搬具       | 15,280        | リース債務              | 891           |
| 土地              | 5,138         | 繰延税金負債             | 1,409         |
| 建設仮勘定           | 764           | 退職給付に係る負債          | 3,334         |
| その他             | 941           | その他                | 96            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>873</b>    | <b>負債合計</b>        | <b>35,938</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>11,055</b> | (純資産の部)            |               |
| 投資有価証券          | 9,361         | <b>株主資本</b>        | <b>24,123</b> |
| 長期貸付金           | 4             | 資本金                | 9,839         |
| 退職給付に係る資産       | 1,244         | 資本剰余金              | 5,875         |
| 繰延税金資産          | 166           | 利益剰余金              | 8,751         |
| その他             | 397           | 自己株式               | △343          |
| 貸倒引当金           | △118          | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>6,629</b>  |
|                 |               | その他有価証券評価差額金       | 4,458         |
|                 |               | 繰延ヘッジ損益            | △18           |
|                 |               | 為替換算調整勘定           | 1,855         |
|                 |               | 退職給付に係る調整累計額       | 333           |
|                 |               | <b>新株予約権</b>       | <b>39</b>     |
|                 |               | <b>少数株主持分</b>      | <b>534</b>    |
| <b>資産合計</b>     | <b>67,264</b> | <b>純資産合計</b>       | <b>31,325</b> |
|                 |               | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>67,264</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額          |
|----------------|--------------|
| 売上高            | 51,657       |
| 売上原価           | 40,792       |
| 売上総利益          | 10,864       |
| 販売費及び一般管理費     | 8,918        |
| 営業利益           | 1,946        |
| 営業外収益          | 688          |
| 受取利息           | 5            |
| 受取配当金          | 204          |
| 為替差益           | 141          |
| その他            | 337          |
| 営業外費用          | 462          |
| 支払利息           | 284          |
| その他            | 177          |
| 経常利益           | 2,172        |
| 特別利益           | 1,056        |
| 投資有価証券売却益      | 335          |
| 補助金収入          | 720          |
| 税金等調整前当期純利益    | 3,229        |
| 法人税、住民税及び事業税   | 1,219        |
| 法人税等調整額        | △152         |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | 2,162        |
| 少数株主損失         | 10           |
| <b>当期純利益</b>   | <b>2,173</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株主資本  |       |       |      |        |
|-------------------------------|-------|-------|-------|------|--------|
|                               | 資本金   | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 平成26年4月1日残高                   | 9,839 | 5,875 | 6,193 | △342 | 21,566 |
| 会計方針の変更による累積的影響額              |       |       | 795   |      | 795    |
| 会計方針の変更を反映した平成26年4月1日残高       | 9,839 | 5,875 | 6,988 | △342 | 22,361 |
| 当連結会計年度中の変動額                  |       |       |       |      |        |
| 剰余金の配当                        |       |       | △410  |      | △410   |
| 当期純利益                         |       |       | 2,173 |      | 2,173  |
| 自己株式の取得                       |       |       |       | △0   | △0     |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額(純額) |       |       |       |      |        |
| 当連結会計年度中の変動額合計                | －     | －     | 1,762 | △0   | 1,761  |
| 平成27年3月31日残高                  | 9,839 | 5,875 | 8,751 | △343 | 24,123 |

|                               | その他の包括利益累計額          |             |              |                      |                       | 新株<br>予約権 | 少数株主持分 | 純資産<br>合計 |
|-------------------------------|----------------------|-------------|--------------|----------------------|-----------------------|-----------|--------|-----------|
|                               | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に<br>係る調整<br>累計額 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |           |        |           |
| 平成26年4月1日残高                   | 3,230                | △24         | 204          | △402                 | 3,007                 | 21        | 515    | 25,111    |
| 会計方針の変更による累積的影響額              |                      |             |              |                      |                       |           |        | 795       |
| 会計方針の変更を反映した平成26年4月1日残高       | 3,230                | △24         | 204          | △402                 | 3,007                 | 21        | 515    | 25,906    |
| 当連結会計年度中の変動額                  |                      |             |              |                      |                       |           |        |           |
| 剰余金の配当                        |                      |             |              |                      |                       |           |        | △410      |
| 当期純利益                         |                      |             |              |                      |                       |           |        | 2,173     |
| 自己株式の取得                       |                      |             |              |                      |                       |           |        | △0        |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額(純額) | 1,228                | 5           | 1,651        | 736                  | 3,621                 | 17        | 18     | 3,657     |
| 当連結会計年度中の変動額合計                | 1,228                | 5           | 1,651        | 736                  | 3,621                 | 17        | 18     | 5,419     |
| 平成27年3月31日残高                  | 4,458                | △18         | 1,855        | 333                  | 6,629                 | 39        | 534    | 31,325    |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- イ. 連結子会社の数 14社
- ロ. 主要な連結子会社の名称 株式会社日本リングサービス  
エヌピーアール オブ アメリカ社  
株式会社日ピス福島製造所  
株式会社日ピス岩手  
株式会社日ピスビジネスサービス  
エヌピーアール オブ ヨーロッパ社  
エヌティー ピストンリング インドネシア社  
サイアム エヌピーアール社  
日環自動車部品製造（儀征）有限公司  
エヌピーアール シンガポール社  
エヌピーアール マニュファクチュアリング インドネシア社  
イー エー アソシエーツ社  
エヌピーアール オートパーツ マニュファクチュアリング インディア社  
儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社の状況

- ・持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数 該当事項はありません。

#### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、エヌピーアール オブ アメリカ社、エヌピーアール オブ ヨーロッパ社、エヌティー ピストンリング インドネシア社、サイアム エヌピーアール社、日環自動車部品製造（儀征）有限公司、エヌピーアール シンガポール社、エヌピーアール マニュファクチュアリング インドネシア社、イー エー アソシエーツ社、エヌピーアール オートパーツ マニュファクチュアリング インディア社及び儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司の決算日が12月31日であることを除いて連結会計年度と合致しております。なお、連結計算書類の作成にあたっては、各社の計算書類に基づき、連結決算日との間に生じた重要な取引等については連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

連結会計年度末前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

ロ. デリバティブ

時価法によっております。

ハ. たな卸資産

主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

・リース資産以外の有形固定資産

機械装置及び運搬具については主として定額法、その他については主として定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、主として定額法によっております。

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

ロ. 無形固定資産

・リース資産以外の無形固定資産

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。  
定額法によっております。

自社利用のソフトウェア  
その他の無形固定資産

・リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- ③ 重要な引当金の計上基準  
貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」及び「少数株主持分」に含めて計上しております。
- ⑤ 重要なヘッジ会計の方法  
イ. ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理を採用しております。  
なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっており、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段…為替予約取引、金利スワップ取引  
ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務、借入金
- ハ. ヘッジ方針及びヘッジの有効性評価の方法  
市場相場変動に伴うリスクのヘッジを目的として、実需に基づく債権又は債務を対象に内規に定めたりスク管理を実施し、有効性の評価を行っております。
- ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項  
イ. 消費税等の会計処理  
税抜き方式によっております。
- ロ. のれんの償却方法及び償却期間  
のれんは、5年間で均等償却しております。
- ハ. 退職給付に係る負債の計上基準  
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。  
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を処理しております。  
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法によりそれぞれ発生翌連結会計年度より費用処理しております。  
会計基準変更時差異(9,154百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。  
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務年数に近似した年数に基づく方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付債務が686百万円減少し、退職給付に係る資産が467百万円、利益剰余金が795百万円増加しております。また、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度まで区分掲記していた営業外収益の「助成金収入」は、重要性が乏しいため、営業外収益の「その他」に含めて表示することとしております。

前連結会計年度まで区分掲記していた営業外収益の「スクラップ売却益」は、重要性が乏しいため、営業外収益の「その他」に含めて表示することとしております。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保に供している資産

担保資産の内容及びその金額

(工場財団)

|               |          |
|---------------|----------|
| 建 物 及 び 構 築 物 | 4,786百万円 |
| 機 械 装 置       | 5,691百万円 |
| 土 地           | 4,143百万円 |

(その他)

|               |        |
|---------------|--------|
| 建 物 及 び 構 築 物 | 543百万円 |
| 土 地           | 275百万円 |

上記、担保資産に対する債務は以下のとおりであります。

(工場財団設定分)

|                           |          |
|---------------------------|----------|
| 短 期 借 入 金                 | 449百万円   |
| 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 980百万円   |
| 長 期 借 入 金                 | 4,731百万円 |

(その他)

|                           |        |
|---------------------------|--------|
| 短 期 借 入 金                 | 302百万円 |
| 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 130百万円 |
| 長 期 借 入 金                 | 355百万円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 72,563百万円

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 83,741,579 株  | － 株          | － 株          | 83,741,579 株 |

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

平成26年6月27日開催の第120回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 410百万円
- ・1株当たり配当金額 5 円
- ・基準日 平成26年3月31日
- ・効力発生日 平成26年6月30日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成27年6月25日開催の第121回定時株主総会決議において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 493百万円
- ・1株当たり配当金額 6 円
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年6月26日

### (3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数 普通株式 237,000株



## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当グループは、自動車関連製品をはじめとする各種製品の製造販売事業を行うための設備投資計画に基づき、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当グループの与信管理規定に従い取引先ごとの管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を継続的に把握しリスク低減を図っております。

また、外貨建売掛金は、為替変動リスクに晒されておりますが、このうち一部については、為替変動リスクを回避し回収金額の固定化を図るために、デリバティブ取引（為替予約取引）をヘッジ手段として利用しております。

投資有価証券である株式は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（主として5年以内の長期）であり、変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、主要金融機関とのみ取引を行っております。なお、デリバティブは、上記の為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（(注2)参照）。

|                          | 連結貸借対照表<br>計上額(百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|--------------------------|---------------------|---------|---------|
| ① 現金及び預金                 | 4,109               | 4,109   | －       |
| ② 受取手形及び売掛金              | 9,215               | 9,215   | －       |
| ③ 投資有価証券<br>その他有価証券      | 9,140               | 9,140   | －       |
| 資産計                      | 22,465              | 22,465  | －       |
| ④ 支払手形及び買掛金              | 3,730               | 3,730   | －       |
| ⑤ 電子記録債務                 | 3,818               | 3,818   | －       |
| ⑥ 短期借入金                  | 5,030               | 5,030   | －       |
| ⑦ 長期借入金<br>(1年内の返済予定を含む) | 10,742              | 10,778  | 35      |
| 負債計                      | 23,321              | 23,357  | 35      |
| ⑧ デリバティブ取引(※)            | (27)                | (27)    | －       |

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について株式は取引所の価格によっております。

④ 支払手形及び買掛金、⑤電子記録債務、⑥短期借入金

これらは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑦ 長期借入金

これらの時価のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。ただし、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

⑧ デリバティブ取引

時価の算定については、取引金融機関により提示を受けた価格を使用しております。ただし、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額221百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 374円19銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 26円44銭  |

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目             | 金 額           |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| (資産の部)          |               | (負債の部)          |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>14,780</b> | <b>流動負債</b>     | <b>17,791</b> |
| 現金及び預金          | 1,201         | 支払手形            | 449           |
| 受取手形            | 316           | 電子記録債権          | 2,008         |
| 売掛金             | 7,540         | 買掛金             | 6,510         |
| 商品及び製品          | 1,420         | 短期借入金           | 3,930         |
| 仕掛品             | 1,023         | 1年内返済予定の長期借入金   | 2,058         |
| 原材料及び貯蔵品        | 246           | リース債権           | 237           |
| 前払費用            | 57            | 未払金             | 301           |
| 繰延税金資産          | 260           | 未払費用            | 937           |
| 関係会社短期貸付金       | 1,537         | 未払法人税等          | 423           |
| 未収入金            | 1,124         | 前受金             | 18            |
| その他の金           | 53            | 預り金             | 101           |
| 貸倒引当金           | △0            | 設備関係支払手形        | 350           |
| <b>固定資産</b>     | <b>42,800</b> | 営業外電子記録債権       | 463           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>13,284</b> | <b>固定負債</b>     | <b>11,403</b> |
| 建物              | 4,223         | 長期借入金           | 7,831         |
| 構築物             | 217           | リース債権           | 429           |
| 機械及び装置          | 5,350         | 繰延税金負債          | 1,407         |
| 車両運搬具           | 5             | 退職給付引当金         | 1,653         |
| 工具、器具及び備品       | 328           | その他             | 80            |
| 土地              | 3,096         | <b>負債合計</b>     | <b>29,194</b> |
| 建設仮勘定           | 60            | (純資産の部)         |               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>712</b>    | <b>株主資本</b>     | <b>23,907</b> |
| 借地権             | 400           | 資本金             | 9,839         |
| ソフトウェア          | 247           | 資本剰余金           | 5,810         |
| のれん             | 57            | 資本準備金           | 5,810         |
| その他             | 7             | 利益剰余金           | 8,600         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>28,804</b> | その他利益剰余金        | 8,600         |
| 投資有価証券          | 9,361         | 固定資産圧縮積立金       | 24            |
| 関係会社株式          | 14,805        | 別途積立金           | 1,600         |
| 出資金             | 1             | 繰越利益剰余金         | 6,976         |
| 関係会社出資金         | 2,599         | <b>自己株式</b>     | <b>△343</b>   |
| 役員従業員長期貸付金      | 4             | <b>評価・換算差額等</b> | <b>4,439</b>  |
| 関係会社長期貸付金       | 1,577         | その他有価証券評価差額金    | 4,458         |
| 長期前払費用          | 52            | 繰延ヘッジ損益         | △18           |
| 前払年金費用          | 339           | <b>新株予約権</b>    | <b>39</b>     |
| その他の金           | 106           |                 |               |
| 貸倒引当金           | △43           | <b>純資産合計</b>    | <b>28,386</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>57,581</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>57,581</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額    |
|-----------------------|--------|
| 売 上 高                 | 37,312 |
| 売 上 原 価               | 30,513 |
| 売 上 総 利 益             | 6,798  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 5,996  |
| 営 業 利 益               | 801    |
| 営 業 外 収 益             | 1,859  |
| 受 取 利 息               | 51     |
| 受 取 配 当 金             | 1,512  |
| 為 替 差 益               | 155    |
| 受 取 地 代 家 賃           | 70     |
| そ の 他                 | 69     |
| 営 業 外 費 用             | 363    |
| 支 払 利 息               | 215    |
| 固 定 資 産 廃 棄 損         | 37     |
| そ の 他                 | 110    |
| 経 常 利 益               | 2,297  |
| 特 別 利 益               | 483    |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 335    |
| 補 助 金 収 入             | 148    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 2,781  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 634    |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △71    |
| 当 期 純 利 益             | 2,219  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                              | 株 主 資 本 |           |             |                   |           |         |       |             |        |             |
|------------------------------|---------|-----------|-------------|-------------------|-----------|---------|-------|-------------|--------|-------------|
|                              | 資 本 金   | 資本剰余金     |             |                   | 利 益 剰 余 金 |         |       | 利 益 剰 余 金 計 | 自己株式   | 株主資本<br>合 計 |
|                              |         | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 計 | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 | その他利益剰余金  |         |       |             |        |             |
|                              |         |           |             |                   | 別 途 積 立 金 | 繰越利益剰余金 |       |             |        |             |
| 平成26年4月1日残高                  | 9,839   | 5,810     | 5,810       | 33                | 1,600     | 4,669   | 6,302 | △342        | 21,609 |             |
| 会計方針の変更による累積的影響額             |         |           |             |                   |           | 490     | 490   |             | 490    |             |
| 会計方針の変更を反映した平成26年4月1日残高      | 9,839   | 5,810     | 5,810       | 33                | 1,600     | 5,159   | 6,792 | △342        | 22,099 |             |
| 当 事 業 年 度 中 の 変 動 額          |         |           |             |                   |           |         |       |             |        |             |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                 |         |           |             | △8                |           | 8       | -     |             | -      |             |
| 剰 余 金 の 配 当                  |         |           |             |                   |           | △410    | △410  |             | △410   |             |
| 当 期 純 利 益                    |         |           |             |                   |           | 2,219   | 2,219 |             | 2,219  |             |
| 自 己 株 式 の 取 得                |         |           |             |                   |           |         |       | △0          | △0     |             |
| 株主資本以外の項目の<br>当事業年度中の変動額(純額) |         |           |             |                   |           |         |       |             |        |             |
| 当事業年度中の変動額合計                 | -       | -         | -           | △8                | -         | 1,817   | 1,808 | △0          | 1,807  |             |
| 平成27年3月31日残高                 | 9,839   | 5,810     | 5,810       | 24                | 1,600     | 6,976   | 8,600 | △343        | 23,907 |             |

|                              | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |         |                        | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|------------------------------|------------------|---------|------------------------|-----------|-----------|
|                              | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |           |
| 平成26年4月1日残高                  | 3,230            | △24     | 3,206                  | 21        | 24,837    |
| 会計方針の変更による累積的影響額             |                  |         |                        |           | 490       |
| 会計方針の変更を反映した平成26年4月1日残高      | 3,230            | △24     | 3,206                  | 21        | 25,327    |
| 当 事 業 年 度 中 の 変 動 額          |                  |         |                        |           |           |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                 |                  |         |                        |           | -         |
| 剰 余 金 の 配 当                  |                  |         |                        |           | △410      |
| 当 期 純 利 益                    |                  |         |                        |           | 2,219     |
| 自 己 株 式 の 取 得                |                  |         |                        |           | △0        |
| 株主資本以外の項目の<br>当事業年度中の変動額(純額) | 1,228            | 5       | 1,233                  | 17        | 1,251     |
| 当事業年度中の変動額合計                 | 1,228            | 5       | 1,233                  | 17        | 3,058     |
| 平成27年3月31日残高                 | 4,458            | △18     | 4,439                  | 39        | 28,386    |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

##### ② デリバティブ

時価法によっております。

##### ③ たな卸資産

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

イ. リース資産以外の

有形固定資産

機械及び装置については定額法、その他については定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

ロ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

##### ② 無形固定資産

イ. リース資産以外の無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

ロ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

会計基準変更時差異（8,516百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

### (4) 重要なヘッジ会計の方法

#### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっており、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

#### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務、借入金

#### ③ ヘッジ方針及びヘッジの有効性評価の方法

市場相場変動に伴うリスクのヘッジを目的として、実需に基づく債権又は債務を対象に内規に定めたりスク管理を実施し、有効性の評価を行っております。

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務年数に近似した年数に基づく方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減

しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が439百万円減少し、前払年金費用が318百万円、繰越利益剰余金が490百万円増加しております。また、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

前事業年度まで無形固定資産に区分掲記していた「ソフトウェア仮勘定」は、重要性が乏しいため、無形固定資産の「その他」に含めて表示することとしております。

(損益計算書関係)

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めていた「固定資産廃棄損」は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしております。



#### 4. 貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保に供している資産

(工場財団)

|   |   |   |          |
|---|---|---|----------|
| 建 |   | 物 | 3,278百万円 |
| 構 | 築 | 物 | 147百万円   |
| 機 | 械 | 及 |          |
|   | び | 装 |          |
| 土 |   | 置 | 4,410百万円 |
|   |   | 地 | 2,832百万円 |

(その他)

|   |   |   |        |
|---|---|---|--------|
| 建 |   | 物 | 517百万円 |
| 構 | 築 | 物 | 25百万円  |

上記、担保資産に対応する債務は以下のとおりであります。

(工場財団設定分)

|   |   |   |   |   |          |   |   |   |   |   |   |   |        |
|---|---|---|---|---|----------|---|---|---|---|---|---|---|--------|
| 短 | 期 | 借 | 入 | 金 | 449百万円   |   |   |   |   |   |   |   |        |
| 1 | 年 | 内 | 返 | 済 | 予        | 定 | の | 長 | 期 | 借 | 入 | 金 | 920百万円 |
| 長 | 期 | 借 | 入 | 金 | 4,711百万円 |   |   |   |   |   |   |   |        |

(その他)

|   |   |   |   |   |        |   |   |   |   |   |   |   |        |
|---|---|---|---|---|--------|---|---|---|---|---|---|---|--------|
| 短 | 期 | 借 | 入 | 金 | 302百万円 |   |   |   |   |   |   |   |        |
| 1 | 年 | 内 | 返 | 済 | 予      | 定 | の | 長 | 期 | 借 | 入 | 金 | 130百万円 |
| 長 | 期 | 借 | 入 | 金 | 355百万円 |   |   |   |   |   |   |   |        |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 38,594百万円

##### (3) 偶発債務

① 関係会社の金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

|                  |          |
|------------------|----------|
| エヌピーアール オブ アメリカ社 | 987百万円   |
| (株) 日ピス福島製造所     | 140百万円   |
| 計                | 1,128百万円 |

② 関係会社のリース会社へのリース債務に対し支払保証を行っております。

|              |      |
|--------------|------|
| (株) 日ピス福島製造所 | 2百万円 |
| 計            | 2百万円 |

③ 関係会社の事務所賃借料に対し債務保証を行っております。

|                 |       |
|-----------------|-------|
| エヌピーアール シンガポール社 | 12百万円 |
| 計               | 12百万円 |

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く）は次のとおりであります。

- |          |          |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 2,953百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 5,814百万円 |

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- |              |           |
|--------------|-----------|
| ① 売上高        | 7,329百万円  |
| ② 仕入高        | 21,466百万円 |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 1,423百万円  |

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数  |
|-------|-------------|------------|------------|-------------|
| 普通株式  | 1,555,144 株 | 3,257 株    | － 株        | 1,558,401 株 |

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払賞与、退職給付引当金、減損損失であります。

繰延税金負債の発生の主な原因は、前払年金費用、その他有価証券評価差額金であります。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

| 属性  | 会社等の名称                           | 議決権等の<br>所有割合<br>(%) | 関係内容       |            | 取引の内容      | 取引金額  | 科目            | 期末残高  |
|-----|----------------------------------|----------------------|------------|------------|------------|-------|---------------|-------|
|     |                                  |                      | 役員の<br>兼任等 | 事業上<br>の関係 |            |       |               |       |
| 子会社 | (株)日ピス福島製造所                      | 直接 100%              | 兼任 3名      | 当社製品の製造    | 製品の仕入等     | 8,979 | 買掛金           | 2,895 |
|     |                                  |                      |            |            | 資金の貸付(注2)  | 910   | 関係会社<br>短期貸付金 | 250   |
|     |                                  |                      |            |            | 資金の回収      | 1,290 | —             | —     |
|     |                                  |                      |            |            | 利息の受取      | 6     | —             | —     |
|     |                                  |                      |            |            | 担保の受入(注3)  | 1,547 | —             | —     |
| 子会社 | (株)日ピス岩手                         | 直接 100%              | 兼任 3名      | 当社製品の製造    | 製品の製造委託    | 9,688 | 買掛金           | 2,479 |
|     |                                  |                      |            |            | 資金の貸付(注2)  | 731   | 関係会社<br>短期貸付金 | 450   |
|     |                                  |                      |            |            | 資金の回収      | 281   | —             | —     |
|     |                                  |                      |            |            | 利息の受取      | 4     | —             | —     |
| 子会社 | (株)日ピスビジネスサービス                   | 直接 100%              | 兼任 1名      | 当社製品の運送等   | 担保の受入 (注4) | —     | —             |       |
| 子会社 | エヌピーアール オブ ヨーロッパ社                | 直接 100%              | 兼任 1名      | 当社製品の販売    | 製品の売上      | 3,322 | 売掛金           | 1,023 |
| 子会社 | エヌピーアール オブ アメリカ社                 | 直接 100%              | 兼任 2名      | 当社製品の製造販売  | 製品の売上      | 1,293 | 売掛金           | 517   |
|     |                                  |                      |            |            | 債務保証 (注5)  | 987   | —             | —     |
|     |                                  |                      |            |            | 資金の貸付(注2)  | 1,434 | 関係会社<br>短期貸付金 | 321   |
|     |                                  |                      |            |            | 資金の回収      | 581   | 関係会社<br>長期貸付金 | 639   |
|     |                                  |                      |            |            | 利息の受取      | 16    | —             | —     |
|     |                                  |                      |            |            | 増資の引受(注6)  | 1,808 | —             | —     |
| 子会社 | エヌピーアール オートパーツ マニファクチャリング インディア社 | 直接 100%              | 兼任 1名      | 当社製品の製造販売  | 資金の貸付(注2)  | 81    | 関係会社<br>短期貸付金 | 120   |
|     |                                  |                      |            |            | 資金の回収      | —     | 関係会社<br>長期貸付金 | 600   |
|     |                                  |                      |            |            | 利息の受取      | 13    | —             | —     |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 価格の取引条件は市場価格を勘案し、価格交渉の上で決定しております。
2. 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

3. 当社の金融機関からの借入金に対し、同社所有の工場財団の担保提供を受けております。なお、保証料は支払しておりません。取引金額には、平成27年3月31日現在の借入金残高を記載しております。
4. 当社の金融機関からの借入金に対し、同社所有の土地の担保提供（共同担保：根抵当権設定極度額1,000百万円）を受けております。なお、保証料は支払しておりません。
5. エヌピーアール オブ アメリカ社のリース債務につき、債務保証を行ったものであります。なお、保証料は受領しておりません。
6. エヌピーアール オブ アメリカ社に対する貸付金の一部について、デット・エクイティ・スワップを実行いたしました。
7. 取引金額には消費税等を含めておりません。また、関係会社貸付金を除き期末残高には消費税等を含めております。

#### 9. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 344円92銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 27円00銭  |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月19日

日本ピストンリング株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

|                    |       |      |   |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 薬袋政彦 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 渡辺伸啓 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 米村仁志 | ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ピストンリング株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ピストンリング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月19日

日本ピストンリング株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 薬袋政彦 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡辺伸啓 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 米村仁志 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ピストンリング株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。  
計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第119期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、重要な子会社に赴き調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月21日

日本ピストンリング株式会社 監査役会

|       |      |   |
|-------|------|---|
| 常勤監査役 | 西城宏人 | ㊟ |
| 常勤監査役 | 鈴木保雄 | ㊟ |
| 監査役   | 石橋博  | ㊟ |
| 監査役   | 本間義昭 | ㊟ |
| 監査役   | 高井治  | ㊟ |

(注) 監査役石橋博、監査役本間義昭及び監査役高井治は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

第119期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、普通配当を1株につき5円とするとともに平成26年12月に創立80周年を迎えたことを記念して1株につき1円の記念配当を加え、以下のとおり6円といたしたいと存じます。

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円（普通配当5円、記念配当1円）

なお、この場合の配当総額は493,099,068円となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

### 第2号議案 株式併合の件

#### 1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位を100株に統一することを目標としております。

株式会社東京証券取引所に上場する当社といたしましては、かかる趣旨を尊重し、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することとし、これに併せて、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするとともに、発行済株式総数の適正化を図ることを目的として、株式の併合を行うものです。

#### 2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

#### 3. 株式併合の効力発生日

平成27年10月1日

#### 4. 効力発生日における発行可能株式総数

効力発生日における発行可能株式総数は、19,545千株となります。

#### 5. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決することを条件といたします。

なお、その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- ①当グループの事業の現状に則し、その新たな事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条に定める目的を変更するものです。
- ②第2号議案に係る株式併合に伴い、全国証券取引所における「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するものがあります。  
また、本定款第6条および第8条の変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成27年10月1日をもって生じる旨の附則を設け、効力の発生をもって、これを定款から削除することといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                            | 変 更 案                       |
|----------------------------------------------------|-----------------------------|
| 第1章 総 則                                            | 第1章 総 則                     |
| (目 的)                                              | (目 的)                       |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。                           | 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。    |
| (1) 次の品目の製造、加工、販売、技術指導、輸出入に関する事業                   | (1) (現行どおり)                 |
| ① ピストンリング、シリンダライナ、バルブシート、カムシャフト、その他の内燃機関部品         |                             |
| ② 自動車、産業用運搬車両、船舶、その他の輸送用機械器具の部品および自動車用品            |                             |
| ③ 金属加工機械、建設機械、農業用機械、油圧機械、事務用機械器具、その他の一般機械器具およびその部品 |                             |
| ④ 家庭用電気機械、その他の電気機械器具およびその部品                        |                             |
| ⑤ 分析機器、その他の精密機械器具およびその部品                           |                             |
| ⑥ 金属材料、石油、化学薬品                                     |                             |
| (新 設)                                              | <u>(2) 医療機器の製造、販売および輸出入</u> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(2) 食料品、スポーツ用品、日用雑貨品の販売および輸出入業</p> <p>(3) 不動産の売買、賃貸借、管理に関する事業</p> <p>(4) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、生命保険の募集に関する業務</p> <p>(5) 貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、荷造包装事業</p> <p>(6) 労働者派遣業</p> <p>(7) 前各号に附帯関連する一切の事業</p> | <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) (現行どおり)</p>                                                                           |
| <p>第3条 } (省 略)</p> <p>～ }</p> <p>第5条 }</p>                                                                                                                                                                  | <p>第3条 } (現行どおり)</p> <p>～ }</p> <p>第5条 }</p>                                                                                                                                                |
| <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p>                                                                                                                                                                            | <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p>                                                                                                                                                            |
| <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>195,450</u>千株とする。</p>                                                                                                                                                                | <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>19,545</u>千株とする。</p>                                                                                                                                                 |
| <p>第7条 (省 略)</p> <p>(単元株式数)</p>                                                                                                                                                                             | <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p>                                                                                                                                                           |
| <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>                                                                                                                                            | <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p>附則</p> <p><u>第6条および第8条の変更は、当社第121回定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件として、平成27年10月1日をもってその効力が発生するものとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は当該効力発生日をもって削除する。</u></p> |

第4号議案 取締役4名選任の件

取締役辻 龍也、高橋輝夫、藤田雅章、川橋正昭の4氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                             | 略歴、当社における地位、担当<br>および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式の数 |
|----|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1  | <p style="text-align: center;">たか はし てる お<br/>高橋輝夫<br/>(昭和34年2月10日生)</p> | <p>昭和56年4月 当社入社<br/>平成17年4月 当社製品技術第二部長<br/>平成18年6月 当社執行役員開発本部付、開発本部製品技術第二部長<br/>平成21年4月 当社執行役員製品技術第二部長、技術企画部・製品技術第一部・製品技術第二部・技術開発部担当<br/>平成21年6月 当社取締役製品技術第二部長、技術企画部・製品技術第一部・製品技術第二部・技術開発部担当<br/>平成22年1月 当社取締役、技術企画部・製品技術第一部・製品技術第二部担当<br/>平成26年2月 当社取締役、技術企画部・製品技術第一部・製品技術第二部・新製品事業推進部担当<br/>平成27年4月 当社取締役、栃木工場・技術企画部・製品技術第一部・製品技術第二部・技術開発部・新製品事業推進部担当（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）<br/>株式会社日ピス岩手取締役、エヌピーアール オブ アメリカ社取締役、儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司董事</p> | 35,000株     |

| 番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位、担当<br>および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式の数 |
|----|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 2  | ふじ た まさ あき<br>藤 田 雅 章<br>(昭和36年5月30日生)  | 昭和59年4月 当社入社<br>平成17年4月 当社経営企画部長<br>平成18年6月 エヌピーアール オブ アメリカ社取締役社長<br>平成24年7月 当社執行役員、エヌピーアール オブ アメリカ社取締役社長<br>平成25年6月 当社取締役経営企画部長、経営企画部・海外事業部担当<br>平成27年4月 当社取締役経営企画部長、経営企画部・経理部・海外事業部担当（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社日ピス福島製造所取締役                                                                          | 24,845株     |
| 3  | かわ はし まさ あき<br>川 橋 正 昭<br>(昭和17年10月9日生) | 昭和61年4月 埼玉大学工学部教授<br>平成15年6月 可視化情報学会会長<br>平成16年4月 埼玉大学工学部長<br>平成20年4月 埼玉大学理事兼副学長<br>平成22年4月 埼玉大学オープンイノベーションセンター長、埼玉大学産学官連携協議会副会長<br>平成22年5月 埼玉次世代自動車環境関連技術イノベーション創出センター事業総括<br>平成24年4月 埼玉大学研究機構特任教授、埼玉次世代自動車環境関連技術イノベーション創出センター顧問<br>平成25年4月 埼玉大学名誉教授（現任）<br>平成25年6月 当社取締役（現任）<br>平成26年4月 東京高等裁判所専門委員（現任） | 0株          |

| 番号 | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位、担当<br>および重要な兼職の状況                                                                                                                                                           | 所有する当社の株式の数 |
|----|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 4  | 南雲良介<br>(昭和28年11月13日生)<br><br>新任 | 昭和50年4月 リズム時計工業株式会社入社<br>平成9年4月 同社国内営業本部FV販売部長<br>平成15年1月 同社国内営業本部東京支店長<br>平成17年6月 同社取締役国内営業本部東京支店長<br>平成18年1月 同社取締役国内営業本部営業本部長<br>平成19年6月 リズム開発株式会社代表取締役社長<br>平成26年6月 リズム時計工業株式会社非常勤顧問 | 0株          |

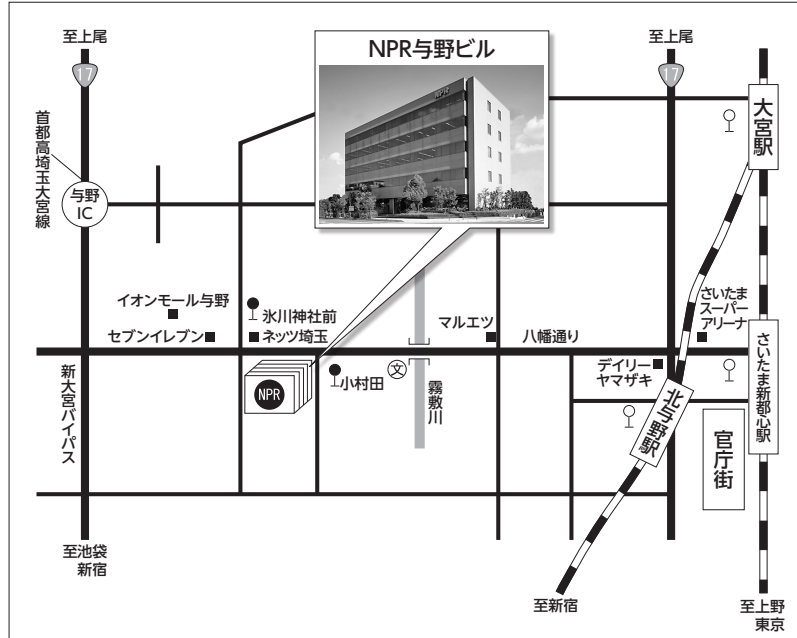
- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 川橋正昭氏および南雲良介氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は川橋正昭氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、南雲良介氏は、同取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合には、独立役員となる予定であります。
3. 社外取締役候補者とした理由、および会社の経営に関与したことがない社外取締役であっても、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと当社が判断した理由について  
川橋正昭氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、学識研究者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。就任以来、同氏の自動車環境関連技術の分野における幅広い活動経験と豊富な専門知識を当社の経営に活かし、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただくなど、社外取締役として重要な役割を果たしております。南雲良介氏は、企業経営者としての経験を有しており、また、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただけるものと考え、社外取締役候補者として選任するものであります。
4. 取締役候補者が社外取締役である場合の就任後の年数について  
川橋正昭氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は本株主総会の終結の時をもって2年となります。
5. 取締役候補者との責任限定契約について  
当社は、川橋正昭氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しております。同氏が選任された場合には、同氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。  
また、南雲良介氏が選任された場合には、同氏との間で、同様の契約を締結する予定であります。

以上



## 株主総会会場ご案内図

**会場** 埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号  
NPR与野ビル（当社本社ビル）2階ホール  
TEL：048-856-5011（代表）



## 交通

- ・JR北与野駅（西口）  
徒歩 約12分  
バス（西口バス乗り場） 約5分  
国際興業バス（新都01）「北浦和駅」、西武バス（新都11）「大宮駅西口」行き  
「小村田」下車
- ・JRさいたま新都心駅（西口）  
徒歩 約20分  
バス（西口バス乗り場） 約9分  
国際興業バス（新都01）「北浦和駅」、西武バス（新都11）「大宮駅西口」行き  
「小村田」下車
- ・JR大宮駅（西口）  
バス（午前8:59まで9番乗り場 午前9:00以降3番乗り場） 約15分  
西武バス（大39）「加茂川団地（円阿弥経由）」、  
（大39-1）「さいたま市民医療センター」、（大40）「大宮南高校」行き  
「水川神社前」下車